

下水道使用料を改定します

安全で快適な暮らしを支える下水道ですが、近年の物価高騰に伴い、施設の維持管理にかかる費用が大きく増加しています。
今後も安定した下水道事業を継続していくため、使用料を改定します。
みなさまにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



Q なぜ使用料改定が必要なの？

将来にわたり安定して下水道サービスを提供するため、使用料を改定します。



人口減少
使用料収入の減少

人口減少により、事業の財源となる収入の減少が見込まれる。



施設の老朽化
整備・更新費用の増加

未普及地域の整備や更新費用の増加が見込まれる。



税金の補填
慢性的な赤字経営

不足する収入は、みなさんの税金で補填して経営しています。



将来にわたり安定したサービスを提供するため
使用料を改定します

改定のポイント

POINT
1

基本使用料を見直します

固定的に必要な事業費に対応するため、基本使用料を見直します。



POINT
2

使用量に応じた公平な負担

使用水量に応じて公平な負担となるような料金体系としています。



POINT
3

急激な負担増とにならないよう配慮

全水量区分に同じ改定率を適用し、特定の区分のみ負担増としないよう設計しています。



Q 使用料はどう変わるの？

下表のとおり、基本使用料と従量使用料が変わります。

(2か月あたり、税抜き)

区 分		現 行	改 定	改定率
基 本 使 用 料		1,200 円	1,800 円	+50%
従 量 使 用 料	0 m ³ 超～20 m ³ 以下	40 円	49 円	+22%
	20 m ³ 超～60 m ³ 以下	100 円	122 円	+22%
	60 m ³ 超～100 m ³ 以下	150 円	183 円	+22%
	100 m ³ 超～200 m ³ 以下	200 円	244 円	+22%
	200 m ³ 超	230 円	281 円	+22%

Q 新しい使用料はいつから適用されるの？

新しい使用料が適用される時期は、次のとおりです。



北名古屋水道企業団給水区域

奇数月検針の世帯

6月請求分から

偶数月検針の世帯

7月請求分から



名古屋市上下水道局給水区域

5月請求分から

※4月使用分から適用されますが、お住いの地区によって請求時期が異なります。

Q 今後も使用料改定はあるの？

今後も厳しい経営状況が見込まれますが、経営改善に努めながら、急激な負担増としないよう事業運営をおこなっていきます。
なお、使用料については今後の経営状況を踏まえ適切に検討をしていきます。

